

正校

地方落穂集

五六

73

6424

3



73
6424
3

櫻井
藏書

校正地方落穂集卷之五

目錄

- 一本石斗立の事 ホンダトウタテ
- 一延米の事 ノミ
- 一込米の事 ノミ
- 一奥州白川領方今磐城 アヅマシラカハ 半石直段高直 ハンゴノキダレカウゼキ 成意呆の事 オウイマ
- 一田畑物成心得の事 タハクモノナリココロエ
- 一同取下及取付様心得の事 トリアゲタシトフヤシヤウ
- 一野山開發損益の事 ノヤマカイホツノンエキ
- 一甲州大切小切の事并小切發の畧傳 カワシヤキキヲ
- 一同國郡内領雜穀直段仕出しの事 クニノサトノウラガコクナシシガ

故櫻井理行氏
大正十四年
十二月廿日
櫻井氏の
寄贈

校正地方落穂集 卷之五日

- 一 同領石間引の事
- 一 鎌倉永別の事 附 八幡神領小作年貢の外公納の事
- 一 奥州 方合磐城岩代陸前陸中 陸奥の五ヶ國より分割して 四一高并七百文替出目永の事
- 一 四六出目の事
- 一 宿六高掛金荏大豆餅米納の事
- 一 道中宿次心得の事

校正地方落穂集卷之五目錄畢



校正地方落穂集卷之五

信陽 東條耕子藏 校

○本石斗立之事

一本石と斗立と差別を有ハ閑東斗より上方筋其外遠國ハ残ラ斗立
 あり本石と云ハ三斗五升入と斗り心得るハ僻事あり仮令ハ四斗二升
 入の本石ハ四斗三斗六升入の本石ハ三斗四升此の如く出目と別立
 ると本石と云是ハ何れも二升の出目を加へ取立まじり勘定の仕立を
 何れも出目と抜き元の石数として仕上る由り元の石と云意して本石
 と云あり然るに閑東より三斗五升本石と立ると三斗五升入百俵と三
 五分の勘定より本石の物成と見り積り也仮令ハ切米を勘定より立る

又切米二百俵又四斗二升と兼てハ八十四石と成夫と三七斗五升又二
 升ノ出目と加へて除きバ二百廿七俵二厘七毛と成之又三五斗五升
 三斗七升の法ニ
 直米と兼て七十九石四斗五升九合四勺五才と成と勘定立二升の
 出目と除て記し右八十四石の内差引四石五斗四升五勺五才減る也
 一斗立と云も右の意あり上方遠國筋ハ残らば斗立あり関東ハ三斗七升
 と以て斗立と云然も是れ斗立と云も非を都て斗立りと公納
 する所ノ外目成は依て斗立とり他國の斗立り此意と同じ又張紙直
 段斗立三十五石又廿何十何兩とりるを斗立三十五石と直段と定る
 故也上へ納るよハ三十五石と本石とし上より給りもよハ斗立りと出
 るよ寄斗立と定る也

一笹大豆餅米ホの品と本石負數と云ハ心得違ひ也是ハ色成ると斗立の

割あり

○延米の事

一往古と延米と云て負數を極る王さく斗掛又山盛と納し故三斗五
 升の米五斗程も有あり其後右の山盛と斗搔くと搔ありと納し処元
 和二年百姓庄救の為一俵と三斗五升又定め延米を加へ三斗七升入
 くと公納せしあり今の三七延と云是あり
 一古を小身の者へを勝手ノ為上地の所を給る依て右三七延又五升を
 加へ四斗二升とし納む何れも俵の内心得有べきあり今蔵入は色々
 の俵入有を私領上ヶ地又國替所替は依て其引付を今も用ひ古来の
 俵入として仕来るあり

○込米の事

新正地ノ沿革集 卷之五

一 遠國の廻米を海上遙く運送する寄所は依てと年を越て着府する
ても有然る時を船中より潮風は當り更米又ハ濡沢手ホル出来て蔵納
の節不足立寄減米と名て一俵又付五升或ハ三升充の積を以て別段
米と廻米を関東を問近故一俵三斗七升の外ハ一升又ハ一升五合程の余
分を入れて廻米を是と込米と云享保年中地廻りの廻米三七延の場乎込米
二升を加へ三斗九升と納めしとも有しが一ヶ年より止む都て蔵
納の節三斗七升たるゆり納る也

一 駿遠參ハ古来より関東並本石ありしは元禄十六未年より本石お止
と遠國並斗立納は成り又其後正徳三巳年より二升の出目と外物
は立と納るは成り是ハ未年古法改り斗立は直りし故申年ハ二
升の出目と直をハ尤の事也外二升の出目と納を誤の上の誤あるべし

○奥州白川領半石直段高直は成意味の事

一 奥州白川長沼森山會津石川領筋の半石直段 五升替と同意也 三石二斗
替の処其後白川領斗ハ三石七升二合替は成しハ調錢四貫文を九六
勘定を以て目錢を出し一貫文は四分の利を加へし積りて三石二斗の
内一斗二升八合と引三石七升二合替は直と也然を各領共は同格なる
をき小白川斗高直段は成しを白川を関東奥州の境を此所よりして
調錢通用し隣りて諸夏通用宜き故関東は准とを以て右の如
く高直段は直しものと見へたり

○田畑物成付心得の事

一 田方より用水ふき所を頼畑作仕付し共猥り水取は紋と間並前々
より畑方より米取の所多く有るハ元禄年中同の上古来より畑方米取

の所水取も成其後又々米取も成しあり○行徳領山野村高二百石余の
所前より百石程蔵入りを残り百石程ハ秋山十左衛門先知りと古米
より田畑米取あり然るは元禄年中私領上地の分も一村同格米取も命
ぜりし処行徳領檢地の節割付一村一本ふき共食淺の上十左衛門先
知の分相改先知の通り米取も命ぜりしるも右格の事も有より前々
畑方米取の所ハ水取も成難し本畑の分ハ米取の場所ハ此の如し
況んや田方と畑とは水取も成難し取も成難し是ハ損筋改容易は為難し

○田畑取下及取付様心得の事

一田方地所も寄用水絶し又ハ子細有り畑成願ひ取下せし節此場
所仮令ハ上田と反取六斗あり田方六斗達の意を以て反取へ六斗
余り三斗六升取も成し然る共上畑の反取と釣合と見或ハ土の善悪

と考へ増減とも勘辨ありし永まをるも右同意あり取下米と二石五
斗とを除し反取永も成上畑反取永と見合せ差畧の儀ハ其子細も寄
し先反取と直をと右の心と以てをべし

○野山開墾損益の事

一野山銭と納し場所田畑も開墾を願ひ先見分の上高入も成るも場
所と格別左もよく見取場所と差置く体の所ハ仮令野山銭と見取年貢
と引合せ見取の方格別益有ると開墾然るべし其詮を知行渡しの
節野山銭と二石五斗五升と以て高直し渡を故當分ハ益の格も
見取の分と高外りと知行渡し成故為宜し

校者按るは荒蕪と開墾をるを經濟の基奉美そ一時の損益真物の
多寡は拘らん是ホの瑣説甘心せんと雖も舊稿は因て存するを

○甲州大切小切の事

一 甲州^{カウシウ}は大切^{ギレ}小切^ギと云法^フなり公納^{コウノウ}米^メ過^ワの三分^{サンブン}一^{イチ}と小切^{コキ}と云^ヒ金^{キン}一兩^{イツウ}は付^ツ
一 石^{イシ}二斗^{ニト}五升^{ゴシヨウ}の定法^{テイホウ}直段^{チキダン}と金納^{キンノウ}は為^ナし九月^{クワグ}上納^{ジョウノウ}残り^{ノコ}三分^{サンブン}二^ニと又^{マタ}三ツ^{サンツ}
は割^ワ其一^{ヒトツ}ツと大切^{オウキ}と云^ヒ其年^{シノトシ}の冬^{フユ}張紙^{ハリカミ}直段^{チキダン}は三兩^{サンリウ}高^{タカ}を以^もて是^{コレ}亦^モ金納^{キンノウ}
と為^ナし残^{ノコ}三分^{サンブン}二^ニと米納^{メノウ}は亦^モ也^ナ夜令^{ヨシノト}へと

米百石

此款^{コノク}本途^{ホンツ}共^{トモ}見取^{ミト}

三十三石三斗三升三合三勺三撮余 小切

二十二石二斗二升二合二勺二撮余 大切

四十四石四斗四升四合四勺四撮余 米納

右術^{ミチ}は日^ヒ百石^{ヒヤクイシ}を九^クは除^ノし夫^{ソノ}は三^{サン}を衆^{カケ}て小切^{コキ}米^メを得^エ同^{トウ}く二^ニを衆^{カケ}て大切^{オウキ}
米^メを得^エ同^{トウ}く四^シを衆^{カケ}て米納^{メノウ}の高^{タカ}を得^エ同^{トウ}く二^ニを衆^{カケ}て

○小切漢傳來の畧

一 甲州^{カウシウ}小切^{コキ}の事^{コト}前^{マヘ}くと四石^{シイシ}一斗^{イツト}四升^{シヨウ}替^カりて納^{ノウ}し由^ユ是^{コレ}を武田^{タケダ}信玄^{シノノブ}領國^{リョウクニ}の
節^{フシ}の定直段^{テイチキダン}ありと其頃^{コノトキ}ハ群雄^{グンユウ}割據^{カクキョ}の砌^キは高賣^{セウバイ}も薄^{ウス}く米穀^{メカク}も下直^{ゲヂキ}な
て金^{キン}一兩^{イツウ}は米^メ五石^{ゴイシ}余^{ヨリ}もせし也^{ナリ}然^{シカ}るは信玄^{シノノブ}在世^{ザイセ}の内^{ウチ}と數度^{スウダ}の出陣^{シュツジン}故領^{コリョウ}
分の百姓^{ヘイシヤク}課役^{カクヤク}は疲^{ツカ}れ軍用^{イクンヨウ}金^{キン}差支^{サシサカ}へしより米納^{メノウ}の内^{ウチ}三分^{サンブン}一^{イチ}と小切^{コキ}と名^ナ
付^ツ金^{キン}一兩^{イツウ}は付^ツ四石^{シイシ}一斗^{イツト}四升^{シヨウ}の直段^{チキダン}にて九月^{クワグ}納^{ノウ}め取立^{トケダテ}し由^ユ是^{コレ}を其時^{シノトキ}の
過急^{クワキウ}金^{キン}を高く直段^{チキダン}とせしと見^ミへたり案^{アン}を考^{カウ}ふと信玄^{シノノブ}領國^{リョウクニ}の節^{フシ}通用^{ツウヨウ}の米^メ
相場^{サウバウ}五石^{ゴイシ}一斗^{イツト}七升^{シヨウ}五合^{ゴカウ}と二割^{ニカク}高^{タカ}
なり其後^{シノチ}徳川^{トクヰヤウ}家^ケ執政^{シヤクセイ}と成^{ナリ}て甲州^{カウシウ}斗^トを制法^{セイホウ}万端^{マンタン}元^{ゲン}の如^ノく殊^{コト}は小
切直段^{コキチキダン}と其節^{シノフシ}の蔵前^{クラマエ}張紙^{ハリカミ}より高直^{タカチキ}は付^ツ前^{マヘ}くの通^{トウ}り三分^{サンブン}一^{イチ}小切^{コキ}にて置^ヅ
しあり尤^{モト}信玄^{シノノブ}時代の通用^{ツウヨウ}相場^{サウバウ}は引合^{ヒキアヒ}せてと小切^{コキ}の方^{カタ}高直^{タカチキ}段^{ダン}あり共^{トモ}其
後^{ノチ}金^{キン}一兩^{イツウ}は付^ツ七斗^{シト}八斗^{ハツト}位の通用^{ツウヨウ}相場^{サウバウ}より見ては是^{コレ}亦^モ安直^{ヤスチキ}段^{ダン}あり共^{トモ}古米^{コメ}

の引付を替らばり依て代官の替る毎に取箇の内を見込と年
と差畧なりと云共取米の内何程ハ小切分と云ふも然し然共當時
又至て自ら小切の分市救の安直段とハありぬ

一 信玄領國の頃のコロ小切直段四石一斗四升ありしとの一説又曰右の小切
一度モ納しと有と其節金一兩又モ十一俵半替と云今申傳ふ
之を甲州米一俵三斗六升入るハ其三六とモ十一俵半又乗じ石直
せを四石一斗四升と成古来の小切直段是より起る其元をモ知者ふし
一 甲州ハハ公納口と名付取米一石は付四升五合四勺五方
筋の口米を一石は三升あり之を差引見せハ一石は付一升五合四勺五
方他國より余計は出をとの格の誤り多く出せと云と甲地の百姓
も知者ふし爰又郡山の箕士佐藤経佐の門人久津間清祐と云人考て曰

甲州を年貢納方前より粉納あり此粉の時甲州料二斗二升入一
俵と云ふ也甲州料一升と京料の三升は用ひる京年貢勘定の節を右粉一
俵と米三斗六升の積りて納む石粉納より考むハ甲州も一俵は付一
升の口米あり共甲州料二斗二升ハ甲州料一升宛口米を出せ故京
料は直せど一升五合四勺余過分は成あり當時ハ右公納口を定式の納
は成外は三升口米を納るあり

○同國郡内領雜穀直段の事

一 甲州の内都苗郡郡内領ハ山中より山畑あり尤も船運送の便もふき故
田畑金納の所あり然共田畑米取の場所にて田米を張紙直段は三兩
高あり畑方も右の如く三兩高は成べきと云ふ共山畑粗地の所を雜
穀のと作る所ありハ宥恕を以て畑米ハ張紙直段三兩高三割安の定其

上正の雑穀直段の高下を以て直段と定む筈日
 去年の雑穀直段へ當年の畑米直段当春秋の張を乗し又去年の畑米直
 段を以て除し當年の雑穀直段は成る大豆稗蕎麥と一廉切日夫の
 直段を以て當年の石代直段を作らる

○同領石間引の事

高一石五斗

上田一反歩

石盛十五
 厘五ツ取

内 五畝歩

畑成厘五ツ

分米 五斗

外高二斗五升

石間引

残五畝分

分米 七升五合

毛附

石を富士山下の田畑焼石砂ほりて埋り畑は成所を此の如く厘と都々
 高くと引法あり実をを下し成べき處を古来より右の如く仕来るあり

○鎌倉永別の事

一相州鎌倉郡の邊に古来の風残りて今に至る村々貫高也古昔の製は永
 高廿貫を以て高二百石は當る是を高の二割と云今鎌倉の取扱ひ
 を永別と名け永別百文と高一斗八升七合は當る也故に永別は一八七
 と乘て又高出る石の高當は大約と見へて睨とハ合り是ハ代官成瀬
 五左衛門の作法として大教を見合せ取置し法あり

一永別一貫文の田地坪数究りふし一貫文より八百坪七百五十坪七百坪
 も有る

一同所村方の外八幡領地一反分小作を右一反の所を仍令ハ永別は
 積り一貫五百文の場あるを右の永別百文又付十七文宛反錢と掛此分
 と料所永別の内へ加へ右の反錢と一斗二升八合八勺六文取と掛取箇

七付し也 右反錢十七文永と見へる小作反歩の処永別は積り一貫五百文と成り又は廿七文掛は一貫五百文分ハ永二百五十五文と成り一斗二升八合八勺六方の取と付るをと見へたり

八幡への小作納と右地所へ掛其上年貢公納しを八重納あり然共古来より地所の廣きと見込と取しと見へる尤も永小作ハ代り小作と云ふと云ふ無差とハ取放を成難し永小あつべし是ハ八幡の田畑を借て上へ取箇を取し存成し者定古へ意味有と見へたり

永別檢見同川欠有時を何せも反錢夫程引るとあり

○奥州四一高并又七百文替出目水の事

奥州伊達信夫二郡の内又四一高と云有又七百文替出目と云有何れも取立物に用ゆ但し四一高七百文替出目も取箇の増減を拘るあり右仕出し左記を然共此起元を知る者多く何れも區あり

取米合て七百石六斗四升 本途

米三百五十石三斗二升 米取

永五十貫四十六文 永取 此米三百五十石三斗二升 相内又七石

是を取米とニツ又割半分ハ米半分ハ永と成定直段七石と以て永直

と是と半石半永と云○関東と二石五斗替羽州と六石あり

四一高并又夫錢仕出し

一永十貫二百五十三文三分 夫錢 但し四一高一石又付水六文充

此四一高の仕出し格本途米と四ツ一分の免と以て除き四一高を得る

あり四ツ一分を古来の定免重とリへて此重を以て古来の高を仕出さ

を以夫錢古来の引付ありバ也右四一高一石又付夫錢六文充古へより

取米をあり

七百文替出目仕出し

一永五十貫四十六文 元水

此口水一貫五百一文四分 但し一貫文付

合永五十一貫五百四十七文四分

一永十貫二百五十三文三分 年々増成 夫錢

一永五貫九十八文 定納 足前 一永六十二文 定納 柿木改

四口合六十六貫九百六十一文七分

内 十七貫八十八文八分引 但し一高一石と見て引

此四一高十七百八石八斗八合 元永は成る

残四十九貫八百七十二文九分

此出目永廿一貫三百七十四文一分 此出目永の取格と元永と七百文とて除し七十一貫二百四十七文と

成高へ出目永三百文を棄て取りあり但し是を古米ハ永七百文を以て金一兩へ通用せし処令ハ永一貫文を以て一兩とせよ寄三百文の出目と取りあり

右四一高并は七百文替出目仕出しハの莫法大抵此の如し然も其右の起りハ其所はも知る者ふし爰は代官長谷川庄五郎の考と左に記を

一四一高と云ハ惣取米を四斗一升俵は直したる俵数の儀と云

一足米を古米後家一軒は一年と三百六十四日と極め一日一文充の積は

納め米ハ共増減入組は寄定納後ハ一年三百六十文充納めし者

あり柿木後右同断

一出目永取立を取永は一零三と余し元永口永共は出る此内ハ夫錢足米

柿木後を加へし合永の内四一俵は付永十文充諸入用を免し引残

永の出目を仕出し元永の七斗除し金高は成此金高一兩は付三百文
充の出目を取是を當金二兩を永一貫文は對する故あり依て右の七百
文一兩を金高へ三を添し出目永を仕出をあり

一又曰百依取を百石と云但し張紙三十五石と百石と立るとを三ツ五分
の物成積うを以てとをあり然れハ四斗一升の依を廻し高は見り
右の意を然共四斗一升を四ツ一分と見る時直は四ツ一分の免
を以て高を見る方利方ありし且依は見りよを四一依は付永十文
の諸入用を免と云とを見付しあるべし

此引落し永の後何より分解し難し如何様の誤りて四口合永の内
四一高百石と永一貫文の位と見て引落し残り元永よりと欲所の
者も知らぬ前々古老の役人も曾て知るを承し長谷川氏の説四一依一

依は付永十文充諸入用を免と云も解せぬてあり此免の法如何様の
意味を以て免を審み此四一高の事普く尋り合は知る人ふし
一七百文替出目永は儀を取箇の増減は拘りし納物ゆへ是亦の場亦ハ
取箇は付心得りたりへきあり又七石を以て半永と納り依て百姓徳分
多く見ゆ共是心実を三石六斗余は當りあり奥羽ハ上方より一倍違
の國ありを上方関東奥羽の釣合三百六斗を符合はあり古人是を
以て七石の定直飯を極ると見へたり大約左に記と

- 一高二百石 免五ツ 内五十石納米 五十石金納 此永七貫百二十二文六分
- 一永二百四十文三分 本口永
- 一四一高二百四十三石九斗二合四勺
- 一永一貫四百六十一文四分 夫錢
- 一永一貫四百文 足前 且役家三軒九分但四一高六十二石五斗

且役家三軒九分但四一高六十二石五斗
を以て一軒と一軒永三百六十文流也

一 永十六文九分 村本後

五口合永十貫二百四十一文二分

内二貫四百三十九文二分 但し四一高百石七永一貫文の積り

残り永七貫八百二文

此出目永三貫三百四十三文七分 此口永百文三分

小以永三貫四百四十四文 此米廿四石一斗八合

米合百廿四石一斗八合 高六ツ三分五毛余 内一ツ二分足出目分厘廿増

永七貫百四十二文六分 半永但し七石代

此米五十石

内廿四石一斗八合 出目永米

残り廿五石八斗九升二合 内三石六斗二升五合二當り

○四六出目の事

一 上州群馬郡の内は四六出目と云納物なり是ハ俵入の出目米あり上州
 と四斗入は二升の延米を加へ四斗二升と納む此外は六升充の出目
 米定式の納物と成上納する也尤も年々増減あり寄此出目も増
 減あり是を外はふまき余計の納物あり此起元をわたりと尋るは右村
 り古へ私領の節物成の内は二斗納り此米二年又ハ三年程と入札を
 以て拂成地相場より直段より代金納成由尤も一俵を四斗
 二升入の米を五合指の積りせ以て八斗四升入あり年々右の村は同
 に入札して買落し引分け俵数は依て金納せしとあり或年右の私領
 主より直摺立の積りを入札あり其旨相觸らし処私納の村は摺立
 の儀達て願ひしに付然る上を摺立米を以て上納結まき旨申渡り

摺立奉行立合摺立し処一升と三合摺よし一俵と摺立米五斗四
 合出しの共勘辨を以て此内二升四合を百姓へ給り跡四斗八升と一
 俵として年々米納致さぶき昔申渡され夫より納納ハお止し由其後右
 の村々上地は成し節俵入の後ハ料所一同四斗一升入又成外は六升の
 出目米と別段は申付られ納る也是と四六出目と云是ハの事ハ知行
 度しの節後人心得を以て俵入を外並四斗二升入と引渡さぶき也
 一 概摺を其概性は寄又ハ概の摺は依て六合四五又至て実乗よきハ七
 合程も摺りのあり然共平等は此の如きは非を土地の善惡は依り
 或ハ其年の様子に依て五合摺ともありぬ有先哲此甲乙と平均して五
 合摺は定めも者あり群馬郡の如きは高場として用水樹干自由よき
 又土地も好く麦田などハ二毛作の所多しハ概摺も多ふ米を得る也

○宿六高掛金荏大豆并餅米納の事

一 傳馬宿入用米 高百石は付六升掛り

右傳馬宿并助郷村共代官物萬へ割掛年々免状を載せ之を取立淺
 草亦蔵へ納め勘定所は組仕上申はるべくハ

一 蔵米入用金荏大豆并餅米納の事

右を東海道傳馬宿并定助郷村組定切は之之所ハ東海道定助は准
 ぶく免除有るハ

中山道

日光道中 高札相建有之

甲州道中

奥州道中 傳馬宿并道中奉行證文有之助郷村を免除有るハ

佐倉海道 くい

美濃路

一陸尺給

右之通り年々免状は書載せ之を取立浅草山蔵へ納め勘定は組仕上ら
るべくは但し夫錢夫米お納り村々其外右道中筋は傳馬宿并は助郷村
の分ハ相除うるべくは

一穢多煙亡持高の分へを書面の品々相除うるべくは

右諸役高掛りの儀一同は多之面々有之は付當寅年より書面の通り取
立相同らるべくは但し古来より子細有之諸役免許の地ハ其趣を以て
相同りるべくは

寅三月十五日

予頭
吟味役

勘定奉行

右を享保七寅年三月の達書あり

但し蔵米入用と高百石は付永二百五十文掛り也在大豆餅米を年々
割賦出さ也傳馬宿入用と宝永四年より

○道中宿次心得の事

一 道中筋ハ勿論在る村々共ハ支配附の外手代より無賃の宿次をもと成
せしめあり但し公用して通行する馬觸の宿次と格別其外宿次を出る
と江戸役所より陣屋迄の里数に随ひ所定の人数賃錢は宿次受取帳を
相添へ宿次杖箱と違をあり宿次より右帳面は人数賃錢受取の印形を
して先へ右杖箱共ハ次立るあり但し夜を人足二人あり
一 宿次無賃にて送ると證文を以て次送るあり此次證文ハ老中京都所司

代大坂城代駿河城代町奉行の外ハ成らざる例の由先年堺内能登守より東海道日坂宿への呼出状を傳馬町馬込勘解由方へ渡し日坂宿で宿次にて遣せし処此事後日相関へ能登守無念に成し申傳ふ

東京 大月忠興 校

校正地方落穂集卷之五 畢



校正地方落穂集卷之六

目錄

- 一 又高の事
- 一 込高の事
- 一 延高の事
- 一 無地高の事
- 一 色高の事
- 一 知行渡し口米永の事
- 一 口米永の事
- 一 代官諸入用積り定の事
- 一 役儀命せし節扶持方持高に因り増減の事
- 一 代官所の外用向相勤し節入用を給りる定の事

- 一手代檢使入用定の事
- 一廻米破船見分手代入用定の事
- 一諸役人定式の外勤方は付廻禮の事○代官參府謁見の事
- 一役料返納の事○返納米の事
- 一糸物断り状の事○代官皆済届の事
- 一代官引越の節関所通り手形一件の事
- 一諸國関所名目并通り筋の事○女通手形出所の事
- 一鐵炮改一件の事
- 一拜領屋敷受取の節式法の事
- 一知行渡再談の事

校正地方落穂集卷之六目錄畢

校正地方落穂集卷之六

信陽 東條耕子藏 校

○反高之事

一芝地或は明地等の場所を新田に取立てるは百姓少ありて開墾成り兼る欲又を土地宜しくして作物出来兼る場所の先位おしは反別を改め取箇を付る此の如き場所を上中下位を積り高を結びてを高掛り物勤兼る故反高にて差置たり畢竟見取場同様を見取場といふ意味違ふあり

○込高之事

一込高といふを料所いふ事より私領より知行渡しの節仮令

を是迄の知行五百石の物成四ツ取の所場所替は付今度ハ三ツ五分の
村高より渡を時先知行五百石の取米と此度渡をべき村方の三ツ五分
と以て割を五百石より高多く成此多くあり多る高の分を延高と云也

○延高の事

一延高といふも是亦知行渡しの際の儀あり是を仮令ハ先知行三ツ五分
取の所此度村方四ツ厘取まれば先告知の取米を四ツリと割あり然る
時と先の高より減を其減なる高の分を延高と云あり

○無地高の事

一無地高といふも高有て地所なきと云あり是を上中下の反別位切は石
盛と掛高と守どるは水帳の村方より不足なるを無地高と云あり尤も
此不足の分を吟味の上割付高の脇書は内何程無地高と記をさしあり

國々都て是ホの類なるは多くを檢地の節の算違ひ又と古来山崩川
欠ホの永引りて立ると不埒は仕来り當時に至り持主村役人ホも一向
心得どして反別より高の多きもろろあり是ホの故を無地高と云又石
盛不分明を申傳へ斗の村ふども間なる事あり

○色高の事

一色高といふも楮漆青苧斗より菰高ふと云是ホの類田畑作の外助成
にある品と高を結び取箇を付るを云あり

○知行渡し口米永の事

一代官検見以前知行渡しある村口米永の儀此度加増改されし者今限
増地共千石までの人あれど口米永取立をてお渡を又増地共千石余
の者へ郷村引渡をよハ口米永と取立當物成お渡をよある由

一十月より十二月迄は渡を知行千石以上と口米永四分の内三分代官へ
給り四分の内一分給所へ給り千石以下と残らば給所へ給
る由

○口米永の事

一口米を関東ハ取米三十五石ニ付一石宛あり是本石三斗五升俵一俵ニ
付一升宛の積りあり但し伊奈半左衛門方より古来より納俵一俵ニ
付斗立一升宛の口米と永一貫文ニ付三十文宛あり上方筋遠國の口米
を斗立一石ニ付三升宛あり
一口永を取永三十二貫文ニ付永一貫文取永一貫文ニ付永三十一文二分
五厘當りあり此口永の割古来と調鑑錢四貫文ニ付錢百廿文宛取しと
あり此百廿文と四ツ割をせれば三十文と成依て三十文掛り取来り

しが其後九六錢に成しより四文の出目より故調鑑錢百廿文へ四文を加
へ百廿四文と成又廿四文へ一文を加へ百廿五文と成なり是と四貫文
替り割を三十一文二分五厘と成る是と三一二五の法と云然る処享
保年中より都て口米一貫文は三十文宛取立る格に成り前方ハ口米
永代官へ給りしが其後諸入用の米金別は下りるに依て口米永ハ
上納物は成るなり

○代官諸入用定の事

山城 大和 攝津 河内 和泉 播磨 近江 美濃 伊勢 三河
駿河 遠江 飛騨 信濃 越前 相摸 下総 安房 武蔵 常陸
上野 下野 甲斐 陸奥 出羽 伊豆
右國ハ代官亦高五万石ニ付金五百五十兩米七十人扶持但し一万石ニ

付金百十兩米十四人扶持宛

備中 備後 丹後 但馬 美作 石見

右國之代官所高五万石又付金六百廿兩米七十人扶持但し一万石又付金百廿四兩米十四人扶持宛

豊前 豊後 日向 筑前

右國之代官所高五万石又付金七百兩米七十人扶持但し一万石又付金百四十兩米十四人扶持宛

右の割合を以て高一万石より余を三万石分高三万石余より四万石分高四万石余より五万石分の入用を社下あり

一高五万石余と一万石又付金五十兩十人扶持の積りと以て其又配高に應じ入用を給りあり

但し五万石より五万九千九百石迄を下りしは六万石より右一万石の入用米金を給りあり

一一年入用米金二月七月十一月又お渡る但し銀遣ひの場所ハ入用渡しの節の相場を以て銀を渡りあり

一 代官役儀を免せしむる或ハ死去の節ハ右入用米金月割を以て勤めし月迄の分を給りあり依て其心得を以て諸入用并ニ手代給金もを渡らばきあり

一 代官命せしめし時先代官其年の勘定仕上し上を其年分の入用を先代官へ給り跡代官へを翼年分よりの入用を社下あり

○ 後儀命せしめし節扶持所持高は等増減の事
一 高七十俵より九十俵迄 五人扶持

一高百石より百四十九石迄 七人扶持

一高百五十石より二百石迄 十人扶持

一高二百五十石 十一人扶持但し是より上を五十石より付一人扶持増

一高八百石より九百九十石迄 廿人扶持

一高千石 廿五人扶持

一高三千石 四十六人扶持但し是より上百石より付一人扶持宛増

一高一万石 百五十人扶持但し是より上一万石より付五十人扶持増

右の通り扶持方出さるゝ又當分の用向命せし時ハ一倍増或ハ五割増もあらざらん

○代官所の外用相勤し節入用給りる定の事

一 代官へ命せしる論所檢使

但し関所ふき場丹廿五里迄を五割増廿五里より外を一倍増右何れ

も出立の日より飯府迄の分証下

一 手代給米一人は付一ヶ年五十俵月割を以て給りる

但し檢使前あらば是迄の通り一人は付三人扶持充を給り檢使後を書面の通り月割を以て給りるあり

一 足輕一人は付一人扶持

但し割増ふし出立より飯府迄夜扶持共一人半扶持充渡り

一 繪師一人は付賃銀五匁一人扶持五割増輕虎一匹

但し用向の品は寄呂連し節を関て越え越えは拘らざらん一人扶持五割増の積を以てお渡り

一 半取一人は付賃銀五匁一人半扶持馬ふし

但し右同断割増なし一人半扶持の積り并木錢お渡る

一筆墨紙蠟燭入用並下

但し筆二對墨ハ一匁形一挺蠟燭仕名掛真敷用向の品寄渡る

一見盤水繩同梓用書入の箱小用向の品寄吟味の上お渡る

○手代檢使入用定め之事

一手代給米一人は付一ヶ年五十俵の積りて以て月割りて並下

但し檢見前ふねは是迄の通り一人は付三人扶持関所越る時ハ一倍

増越はる時ハ五割増但し中田房川松戸市川ハ関所越はるは準

老又関所ふき場所せ五里迄ハ五割増せ五里外ハ一倍増右何れも出

立の日より取府迄

一手代一人は付本馬一匹雇小者一人は付一日銀一匁五分並下

一竿取一人は付貸銀二匁給米一人半扶持并木錢お渡る

一筆墨紙蠟燭入用亦前同断

一見盤水繩梓用書入箱亦前同断

都て論所地押小申付られし節右公夏合吟味の内は出入お濟と彼地へ

行ゆる時ハ筆墨紙の入用斗を並下あり

○此廻米破船見分手代入用定め之事

一手代一人は付三人扶持 但し関所の訣前と同し

都て右諸向の定又代官諸入用の定中一同書付出るあり

○諸役入定式の外勤方は付廻禮の事

一役替 一代官支配所替 一同増頼り地 一代官所は暇目見 一惣

領目見 一番入 一屋敷拜領 一由慶美拜領 一願は付は役は免し

病気の節 一跡目命せられし節 一開門は免 一養子命せられし節

右を老中若年寄残らば廻禮

一代官候使の外用向死命し節

右を右用番老中掛り三奉行へ廻禮

支配所へ發足届并は森府候府届

右を右用番老中斗り廻る

一屋敷場所を下し節は番速慮赦免并は温泉暇暇府共廻り及り

右を申渡されし老中斗りお廻る

一縁組命せられし節

右を願上し老中并は右用番老中へお廻る

一誓詞を消し節

右を出席の老中并は右用番老中へお廻る

一不相應として免役の節

右を廻禮及り罷候り慎むべし

一悴々養子と遣せし節

右を廻禮及り

一勘定衆の使の節當右用は殿番に命せられし節を其頭斗り但し使の

品を寄り掛り老中并は頭小残らば廻ることも有り都て右の外不分明

の事ハ其節に至り伺ふべきあり

○代官参府目見の事

一三河より上筋并は奥羽の代官ハ参府の節箱着或ハ鳥目と目見有り

暇の節目見をとり又老中より申渡りて一定あり

○代官皆清届の事

一拙者代官所何國々々高何万何千石余の分何の年内物成一昨日迄以上納皆清仕り

一山口米并は蔵前入用其外去何の年取立なき分金何千何百兩余是亦一昨幾日迄不残上納皆清仕り以上

月日

何之誰印

右お認め月番老中へ代官持参を并ふ支配勘定奉行へも届出を

○代官引越の節関所通り手形一件の事

一女通り手形と認るよハ下書及び月番苗守居の用人へ見せ加筆を乞し上りて本書と認むべし本書の厚き程村紙は認め代官管中の勘定所ゆへ持参を但し外又一通扣を添へ勘定奉行へ組頭を以て出を

一留守居の名死月番の名と初書跡ハ先後次第は認むべし

一本書を勘定奉行の裏書清し上苗守居へ差出し其上りて書替手形出るるり尤墨付汚を改め受取べし

一月番初判渡しし上名順は銘くの屋敷へ持参して判を申受る多し但し加判受取は罷越し音申入右の証文取次の者へ渡を節裏判を改めを見せ又墨付汚を赤之旨改め渡すべし判を清く受取節も熟と改め若

少しよて心元ふまきとちか其趣を漸く挨拶次第をて受取べし并は取次の者の姓名を廣立ぬ格は承るべし右何れも手代の勤あり

一今月取し手形より来月晦日迄ハ用らる三ヶ月掛らば滞りし子細を申立直とを多し但し手形文言左の如し

一女上下五人内髪切一人小女二人乗物二挺江戸より奥州深川迄差遣ハ

レ申小房川渡レ中田内関所を在違罷通リ格手形在下右ハ私手代何之誰妻同娘何之誰母同娘下女此女ニ付以来六ケ敷後出来仕私申披き仕るべく為後日證文如件

享保十七壬子年七月

何之誰 印判 書判

内藤越前守殿 月番

大久保下野守殿

諏訪若狭守殿

右文言の内六ヶ敷と云字吟味の上當時をふし但し年号の書出しハ

本父より一字半下で認む右の手形裏書左の通り

表書の女五人内髪切一人小女二人糸物二挺紛をるく同手形河江

下小拙者共支配ニ付如此此女坐以上

子七月

右の外勘定奉行へ差出を書付左の通り

勘定奉行列名 先後ヲ示ス

一 女上下五人内髪切一人小女二人糸物二挺江戸より奥州梁川迄差遣シ
申小房川渡中川内関所相違罷通格手形居宛所の私手形裏
判下右を私手代何の誰と申者の妻同娘何の誰と申者の母同
娘此女坐若此女ニ付以来六ヶ敷事出来仕共私申披き可仕後日
の為證文依て如件

享保十七壬子年七月

何之誰 印判 書判

宛所勘定奉行列名 先後順殿付

一 女上下五人内髪切一人小女二人糸物二挺江戸より奥州梁川迄罷越シ
房川渡中田内関所を相違相通りべく何の誰手代何の誰と申者の妻

同娘何の誰と申者の母同娘并下女の由誰方へ書面遣き其上方
 磨守殿松平筑後守殿松岡佐渡守殿細井丹波守殿松平其藏殿断り付此
 の如くよ坐以上

享保十七子年七月

越前守
 安房守
 若狭守
 下野守
 連印

房川
 中田
 人政中

一 手形は駕籠と云て書ぬとあり乗物ハ手形は書裁まべし都て戸ふきハ
 駕籠あり候令は駕籠を小鴨居戸よりハ乗物又丸棒ハ駕籠丸棒を
 小引戸を乗物あり
 一 振袖と小女脇誦ハ大女は成少しにてハ惣髪先と切髪ハ髪切は立る

前髪ハ髪切はあは候候令眉毛りりてハ苗袖と大女あり

○諸國關所名目并道筋の事

- 一小佛 甲州筋 一新郷川 俣下野足利佐野 一横川 信州筋 一 中田
- 房川 渡下野奥州 一関川 越後加賀 一福島 美ノ路 一大戸 草津筋
- 一関宿 常陸筋舟路 一杓橋 越後 一箱根 相州上方 一今切 上
- 筋 一根府川 日 一氣賀 遠州 此関所と老中の判ありてハ女の通行
 ありぬとあり

○女手形出所の事

- 一江戸より出る女を 留守居 一京より江戸へを 諸司代
- 一大坂より江戸へを 大坂町奉行 一筑紫 四国 大坂町奉行
- 一和泉堺より江戸へ 堺町奉行 一駿河より江戸へ 駿府町奉行

一美濃より私領へハ 代官 一東三河より江戸へハ 西田原城主 東別屋城主

○鐵炮改一件の事

一鐵炮改の儀向後を関八州ハ真享四年申達しの趣よお心得鐵炮改役へ 相同差図を受べき事

但し猪鹿狼亦多く出田畑を荒し節ハ相同よ及ソ料所私領寺社 領共月限日限控置玉鐵炮を打其段早速鉄炮改役へ相届べく打 仕廻り鐵炮之を取上是亦其旨改役へ届出さぐり事

一江戸十里四方を獵師ありとも一切鐵砲取上申さぶべき事

但し猪鹿狼亦多く田畑を荒し人馬と傷め難儀又及ハソ鐵炮改 役へお伺差圖を受べき事

一関八州の外國鐵炮改役人へ例年證文亦差出し申す以来其儀及ハ

先規より百姓に預け置免許玉ふし鐵炮向後無用なば改役さぐり事

享保二箇年五月

○拜領屋敷受取の節式法の事

一拜領屋敷を受取る者の方より杭四本面附より持せ幕と玄段と覺し ます好打廻し幕の内は毛種と敷三室は長燭斗と居へ茶辨當ホとあつ らひ地割役人を待あり尤も屋敷受取主ハ麻上下と着をりて地割役人 入来りて地割消と席に着て其時拜領主出て宜しく挨拶と為し引渡し 済し上茶と出し夫より役人を飯の外は馳走をさしぬてあり 但し格式は由て家来重役の者を出さるるべし

○知行渡し再談の事

交正九一ノトノ惠三六 卷之六 十三終

一知行渡しの事享保七年より三ツ五分の勘定と渡し并に永一貫文石
 代より三ツ五分の積りの処元文元年より又古来の如く永一貫文
 と一石二斗五升の積りと渡しとあり右ハ勘定より知行渡しの節
 用る法あり

卷中関所の條件猶煩冗の文ありと雖も今日又新の盛徳是等ノ陋習
 ふし依て原稿の一二を挙るは者官此旨と諒せよ 校者識

東京 大月忠興 校

校正地方落穂集卷之六畢

